

令和5年度
上北地方中学校体育連盟

総会

上北

日 時 令和5年4月12日（水）13:00～

場 所 十和田南コミュニティセンター

総会次第

- 1 開式のことば
- 2 会長挨拶
- 3 議長選出
- 4 議事録署名者選出
- 5 書記選出
- 6 案 件
 - 令和4年度事業報告 (P 2)
 - 令和4年度監査報告 (P 3)
 - 令和4年度決算報告 (P 4, 5)
 - 規約について (P 6～8)
 - 令和5年度事業計画(案)審議 (P 9)
 - 令和5年度予算(案)審議 (P 10, 11)
 - 令和5年度役員改選(正副会長, 監事) (P 12)
 - 会長指名, 委嘱事項
(理事・指名理事・理事長・事務局長・事務局員・県代議員)
 - 令和5年度夏季・新人大会競技部長, 副部長の委嘱について (P 13)
 - 令和5年度正副競技委員長, 正副研究部長(案)審議 (P 14)
 - 競技部長・副競技部長・競技委員長・副競技委員長の役割 (P 15)
 - その他の審議・確認事項 (P 16～33)
(ブロック分け・シード, コーチのベンチ入り, 過年齢生徒の出場, スローガン・ポスター, 会場, 共催事業, 合同チーム, 個人情報保護 他)
- 7 その他事務連絡 (P 35)
- 8 閉会の言葉

令和4年度 上北地方中学校体育連盟事業報告

月	日	曜日	区分	事業内容	会場	時間	備考
4	11	月	上北	上北地方中学校体育連盟総会	十和田市 南CC	▼	事業計画案・予算案審議 役員の決定 他
5	2	月	県	県中体連代議員会	青森市	○	
	9	月	県	県理事・委員長及び地区専門委員長会	青森市	○	
	11	水	上北	第1回役員会・競技委員長会・研究部会	十和田中学校	▼	
6	3	金	上北	夏季大会抽選会・競技委員長会	十和田中学校	▼	申込締切 5月27日
	18	土	上北	第73回上北地方中学校体育大会夏季大会	上北地方各会場	○	順延予備日 26日まで
	19	日					
	20	月					
27	月	県	県夏季大会運営委員会・抽選会	弘前市	○		
7	1	金	上北	県夏季大会出場校代表者会議	十和田中学校	▼	
	2	土	地区	第43回県南地区選抜野球選手権大会	三戸郡	○	運営委員会(八戸市) 6月に実施
	3	日					
	16	土	県	県夏季大会運営委員会	弘前市	○	
17	日	県	第73回青森県中学校体育大会夏季大会 (弘前ブロック)	各会場	○	順延予備日 19日まで	
18	月						
8	26	金	上北	新人大会抽選会・競技委員長会	十和田中学校	▼	申込締切 8月19日
9	1	木	県	各地区中体連会長, 理事長, 県中体連専門 委員長会	八戸市	○	
	2	金					
	17	土	上北	第51回上北地方中学校体育大会新人大会	上北地方各会場	○	順延予備日 25日まで
18	日						
	19	月					
	24	土	県	第34回男子・第32回女子青森県中学校 駅伝競走大会	むつ市	○	
10	10	月	県	第73回青森県中学校体育大会冬季スケート・ アイスホッケー競技大会(フィギュア競技)	八戸市	○	
11	4	金	県	県冬季大会運営委員会・理事会	青森市	○	
	24	木	県	県中体連冬季スキー競技運営委員会・理事会	青森市	○	
	25	金	県	県中体連代議員会	青森市	○	
	26	土	県	第73回青森県中学校体育大会冬季スケート・ アイスホッケー競技大会(スピード競技)	八戸市	○	
27	日						
12	7	水	上北	第2回役員会・競技委員長会・研究部会	十和田中学校	▼	
	5	月	県	第73回青森県中学校体育大会冬季 スケート・アイスホッケー競技大会 (アイスホッケー競技)	八戸市	▼	
	6	火					
	7	水					
8	木						
1	12	木	県	第73回青森県中学校体育大会 冬季スキー競技大会	大鰐町	○	
	13	金					
	14	土					
2	10	金	上北	監査会 第3回役員会・競技委員長会・研究部会 令和4年度表彰式・懇親会	十和田中学校	▼	新型コロナウイルス感染症 拡大により懇親会は中止
	24	金	県	県中体連理事会	青森市	○	
3	3	金	上北 地区	青森県中学校体育連盟 八戸・三戸・上北ブロック役員会	八戸市	▼	

会計監査報告

令和4年度上北地方中学校体育連盟の定期会計監査の結果、諸経費の使途、帳簿の記載及び、領収書との照合が適切であることを認め、ご報告いたします。

令和5年 2月10日

上北地方中学校体育連盟

監事 角田正 

監事 藤川俊 

監事 直町成 

令和4年度 一般会計 決算書

収入総額	5,213,149 円
支出総額	5,065,129 円
差引残高	148,020 円

1 収入内訳

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
1 市町村負担金	2,698,160	2,698,160	0	生徒一人当たり 580円×4,652人
2 学校負担金	849,800	843,500	△ 6,300	150円×4,610名(附属中2, 3年生を除く生徒数) 附属中3年生生徒分950円×80人 附属中2年生生徒分950円×80人
3 大会参加料	0	0	0	平成27年度から0円
4 県大会協賛金	0	0	0	八戸ブロック開催時のみ徴収(3年に1回) 令和4年度は徴収なし
5 大会開催協力金	384,960	381,600	△ 3,360	80円×4,770名(総生徒数)
6 繰越金	1,289,879	1,289,879	0	新型コロナウイルスの影響により, R3新人大会中止のため
7 雑収入	12	10	△ 2	利息
計	5,222,811	5,213,149	△ 9,662	※予定生徒数42名減

2 支出内訳

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
1 事務費	440,000	413,150	△ 26,850	事務局移転に伴う設備費等
①事務費	270,000	224,179	△ 45,821	消耗品・封筒・コピー代等
②通信費	170,000	188,971	18,971	切手・郵送・電話FAX代等
2 大会費	2,221,000	2,214,084	△ 6,916	
①夏季大会費	1,321,000	1,317,919	△ 3,081	競技運営費・印刷費 陸上プログラム等
②新人大会費	900,000	896,165	△ 3,835	競技運営費・印刷費 陸上プログラム等
3 審判手当	680,000	662,000	△ 18,000	外部審判員1,000円
4 県大会協賛金	0	0	0	八戸ブロック開催時のみ徴収(3年に1回) 令和4年度は徴収なし
5 県中体連負担金	866,160	858,600	△ 7,560	180円×4,770名(総生徒数)
6 大会開催協力金	384,960	381,600	△ 3,360	80円×4,770名(総生徒数)
7 特別会計繰入金	40,000	40,000	0	記念誌積立
8 旅費	450,000	415,500	△ 34,500	競技視察・県大会本部役員等 県代議員会・役員会等
9 会議費	120,000	77,995	△ 42,005	役員会・部長会・理事会代議員会 会場使用料等
10 雑費	20,691	2,200	△ 18,491	会場使用料補助等
計	5,222,811	5,065,129	△ 157,682	

※平成27年度から参加料0円

令和4年度 特別会計 決算書

収入総額	119,229 円
支出総額	0 円
差引残高	119,229 円

1 収入内訳

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
1 特別会計費	40,000	40,000	0	一般会計より繰り入れ
2 前年度繰越金	79,229	79,229	0	前年度までの繰越金
3 雑収入	0	0	0	
計	119,229	119,229	0	

2 支出内訳

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
1 消耗品費	0	0	0	
2 通信費	0	0	0	
3 会議費	0	0	0	
4 会報発刊経費	119,229	0	△ 119,229	会報発刊積立, 写真等
5 旅費	0	0	0	
6 雑費	0	0	0	
計	119,229	0	△ 119,229	

※備考

- 差引残高は次年度に繰り越すものとする。
- この特別会計は、記念会報発刊のためとする。

上北地方中学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は上北地方中学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟は事務局を会長指定の学校におく。

第2章 目的

第3条 本連盟は上北地方中学校における健全な体育・スポーツの発展、振興を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は前条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1, 中学校生徒の諸体育大会の開催。
- 2, 中学校における体育・スポーツの発展、振興に関する研究。
- 3, その他、本連盟の目的達成に必要と認めた事項。

第4章 組織

第5条 本連盟は上北地方中学校をもって組織する。

第6条 本連盟は競技部及び研究部をおく。

- 1, 競技部は下記の競技部門とする。

陸上競技部, 野球部, ソフトボール部, サッカー部, バスケットボール部,
バレーボール部, バドミントン部, ソフトテニス部, 卓球部, 柔道部, 剣道部,
相撲部, 体操部, 水泳部, スキー部, スケート部

- 2, 上記部門の正副部長は会長が委嘱し、両者協力の下に事業を司る。

また、会長委嘱の正副委員長は両者協議を密にし、事業の運営を司る。

- 3, 研究部は会長委嘱の正副部長及び部員若干名で組織する。

第5章 役員

第7条 本連盟に次の役員をおく。

会長1名, 副会長2名, 理事長1名, 理事9名(各市町村1名), 監事3名,
県代議員3名, 指名理事若干名,

- 1, 会長, 副会長, 監事は総会で選出する。
- 2, 理事は各市町村で選出し、会長が委嘱する。但し、兼任を妨げない。
- 3, 指名理事は会長が指名する。
- 4, 理事長は会長が指名し、県理事をかねる。
- 5, 県代議員は会長と、会長が委嘱する2名の計3名とする。
- 6, 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
- 7, 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- 8, 理事長, 理事及び指名理事は本連盟の重要事項の審議に参画する。
- 9, 監事は会計を監査する。

第 8 条 事務局は理事長, 事務局長, 及び書記, 会計, 若干名で構成する。

事務局長, 書記, 会計は会長が委嘱する。

第 9 条 役員の任期は 1 年とする。但し, 再任を妨げない。また, 補充によって就任した役員の任期は, 前任者の残任期間とする。

第 6 章 会 議

第 10 条 総会は中学校長をもって毎年 4 月にこれを開き, 選出された議長のもと次の事項を決定する。また, 議事録署名者及び書記は議長が指名する。

- 1, 決算承認
- 2, 規約の改正
- 3, 役員の選出
- 4, 予算の審議
- 5, 事業の決定
- 6, その他必要と認めた事項

第 11 条 役員会は会長, 副会長, 理事長, 理事, 指名理事で構成し, 必要に応じて会長これを招集し, 本連盟運営上の重要事項を審議決定する。

第 12 条 競技委員長会は必要に応じて会長これを招集し大会運営上の事項を協議する。

第 13 条 研究部会は必要に応じて会長これを招集し, 委託事項を研究, 提案する。

第 7 章 会 計

第 14 条 本連盟の経費は市町村負担金, 学校負担金, 大会参加料, 他団体からの補助金及び寄付金, その他の収入をもってこれに充てる。

第 15 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり, 翌年 3 月 31 日に終える。

第 8 章 補 則

第 16 条 本連盟に次の帳簿を備える。

- 1, 規約及び役員名簿
- 2, 会議録
- 3, 会計簿
- 4, 諸文書綴り
- 5, 表彰記録
- 6, 会計監査簿
- 7, その他必要簿

第 17 条 本連盟は青森県中学校体育連盟に加盟する。

付 則

○本規約は昭和 27 年 4 月 30 日より実施する。

○本規約は昭和 35 年 4 月 27 日より改正実施する。

○本規約は昭和 37 年 4 月 24 日より改正実施する。

○本規約は昭和 43 年 4 月 15 日より改正実施する。

○本規約は昭和 50 年 4 月 16 日より改正実施する。

○本規約は昭和 51 年 4 月 16 日から改正実施する。

○本規約は昭和 53 年 4 月 18 日より改正実施する。

○本規約は昭和 61 年 4 月 16 日より改正実施する。

○本規約は昭和 63 年 4 月 19 日より改正実施する。

○本規約は平成 4 年 4 月 16 日より改正実施する。

○本規約は平成 7 年 4 月 18 日より改正実施する。

○本規約は平成 10 年 4 月 7 日より改正実施する。

○本規約は平成 11 年 4 月 19 日より改正実施する。

○本規約は平成 17 年 4 月 12 日より改正実施する。

○本規約は平成 18 年 4 月 11 日より改正実施する。

○本規約は平成 29 年 4 月 12 日より改正実施する。

上北地方中学校体育連盟表彰規定

第1条 上北地方中学校体育連盟(以下上北中体連)が行う表彰は、この規定が定めるところによる。

第2条 表彰は次の項目に該当する者又は学校に対して行う。

第1項 上北中体連役員として業務に精励し、上北中体連発展に寄与、貢献した者。

第2項 上北中体連の研究部長・競技正副委員長として、運営、指導、技術の向上に務め、上北中体連によく貢献した者。

第3項 上北地方中学校体育大会において、永年にわたり大会運営に尽力し、特に表彰に値すると認められる者。

第4項 上北地方中学校体育大会夏季大会で3年以上の連続優勝校。

第3条 表彰は上北中体連会長名をもって行う。

第4条 表彰は、第3回役員会後の表彰式において行う。

第5条 推薦は上北中体連会長、副会長、監事、理事長、理事、専門委員長において第2条の規定に該当する者(校)があると認められた場合、上北中体連へ推薦するものとする。

第6条 前条の推薦を受けたときは、第2回役員会において審議し、決定する。

第7条 この規定に定める条項の他、被表彰者について必要な事項は役員会で定める。

付則

1. 第2条第1項、役員とは、会長、副会長、理事長、理事、監事、指名理事をいう。
2. 会長・副会長・理事長についてはその職を退いた翌年に表彰し、理事・監事・指名理事・研究部員・競技正副委員長は通算4年以上を原則とし、その職を退いた翌年に表彰する。但し、退職する場合、その年に表彰する。
3. 表彰は感謝状と功労賞の2種類からなり、功労賞は以前感謝状を受賞し、その後さらに上北中体連に貢献した人に授与するものとする。
4. この規定は平成8年より施行する。
5. この規定は平成13年度より改正・施行する。

令和5年度 上北地方中学校体育連盟事業計画

月	日	曜日	区分	事業内容	会場	時間	備考
4	12	水	上北	上北地方中学校体育連盟総会	十和田市 南CC	▼	事業計画案・予算案審議 役員の決定 他
5	2	火	県	県中体連代議員会	青森市	○	
	8	月	県	県理事・委員長及び地区専門委員長会	青森市	○	
	10	水	上北	第1回役員会・競技委員長会・研究部会	十和田中学校	▼	
6	2	金	上北	夏季大会抽選会・競技委員長会	十和田中学校	▼	申込締切 5月26日(金)
	17	土	上北	第74回上北地方中学校体育大会夏季大会	上北地方各会場	○	順延予備日 25日(日)まで
	18	日					
	19	月					
	26	月	県	県夏季大会運営委員会・抽選会	八戸市	○	
30	金	上北	県夏季大会出場校代表者会議	十和田中学校	▼		
7	1	土	地区	第45回県南地区選抜野球選手権大会	上北地方	○	運営委員会(十和田市) 6月に実施
	2	日					
	14	金	県	県夏季大会運営委員会	八戸市	○	
	15	土	県	第74回青森県中学校体育大会夏季大会 (八戸ブロック) ※予備日18日(火)	各会場	○	
16	日						
17	月						
8	25	金	上北	新人大会抽選会・競技委員長会	十和田中学校	▼	申込締切 8月18日(金)
9	4	月	県	各地区中体連会長, 理事長, 県中体連専門 委員長会	青森ブロック	○	
	5	火					
	16	土	上北	第52回上北地方中学校体育大会新人大会	上北地方各会場	○	順延予備日 24日(日)まで
17	日						
18	月						
	23	土	県	第35回男子・第33回女子青森県中学校 駅伝競走大会	むつ市	○	
11	2	木	県	県冬季大会運営委員会・理事会	青森市	○	
	28	火	県	県中体連冬季スキー競技運営委員会・理事会	青森市	○	
	29	水	県	県中体連代議員会	青森市	○	
			県	第74回青森県中学校体育大会冬季 スケート・アイスホッケー競技大会 (フィギュア・スピード競技)	八戸市	○	
12	6	水	上北	第2回役員会・競技委員長会・研究部会	十和田中学校	▼	
			県	第74回青森県中学校体育大会冬季 スケート・アイスホッケー競技大会 (アイスホッケー競技)	八戸市	○	
1	11	木	県	第74回青森県中学校体育大会 冬季スキー競技大会	大鰐町	○	
12	金						
13	土						
2	9	金	上北	監査会 第3回役員会・競技委員長会・研究部会 令和5年度表彰式・懇親会	十和田中学校 サン・ロイヤルとわだ	▼	
	22	木	県	県中体連理事会	青森市	○	
3			上北 地区	青森県中学校体育連盟 八戸・三戸・上北ブロック役員会	未定	▼	

令和5年度 一般会計 予算書

収入総額 5,272,500 円
 支出総額 5,272,500 円
 差引残高 0 円

1 収入内訳

(単位:円)

科 目	昨年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
1 市町村負担金	2,698,160	3,775,670	1,077,510	生徒一人当たり 830円×4,549人 ※附属中2, 3年生を除く生徒数
2 学校負担金	849,800	1,348,800	499,000	380円×約3,122名(附属中2, 3年生を除く運動部生徒数) 附属中3年生運動部生徒分1,210円×42人 附属中3年生運動部以外の生徒分830円×38人 附属中2年生運動部生徒分1,210円×36人 附属中2年生運動部以外の生徒分830円×44人
3 大会参加料	0	0	0	平成27年度から0円
4 県大会協賛金	0	0	0	令和5年度より徴収しない
5 大会開催協力金	384,960	0	△ 384,960	令和5年度より学校負担金に入れて徴収
6 繰越金	1,289,879	148,020	△ 1,141,859	
7 雑収入	12	10	△ 2	利息
計	5,222,811	5,272,500	49,689	

2 支出内訳

科 目	昨年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
1 事務費	440,000	440,000	0	
①事務費	270,000	255,000	△ 15,000	消耗品・封筒・コピー代等
②通信費	170,000	185,000	15,000	切手・郵送・電話FAX代等
2 大会費	2,221,000	2,301,000	80,000	
①夏季大会費	1,321,000	1,361,000	40,000	競技運営費・印刷費 陸上プログラム等
②新人大大会費	900,000	940,000	40,000	競技運営費・印刷費 陸上プログラム等
3 審判手当	680,000	680,000	0	
4 県大会協賛金	0	0	0	令和5年度より支払いなし
5 県中体連運営負担金	866,160	576,000	△ 2,160	180円×約3,200名(運動部・クラブ生徒数)
6 県中体連大会負担金		288,000		90円×約3,200名(運動部・クラブ生徒数)
7 大会開催協力金 (東北・全国)	384,960	352,000	△ 32,960	110円×約3,200名(運動部・クラブ生徒数)
8 特別会計繰入金	40,000	40,000	0	記念誌積立
9 旅費	450,000	450,000	0	競技視察・県大会本部役員等 県代議員会・役員会等
10 会議費	120,000	120,000	0	役員会・部長会・理事会代議員会 会場使用料等
11 雑費	20,691	25,500	4,809	会場使用料補助等
計	5,222,811	5,272,500	49,689	※クラブ生徒数は、上北地方大会に出場するクラブ生徒数

※平成27年度から参加料0円

令和5年度 特別会計 予算書

収入総額 159,229 円
 支出総額 159,229 円
 差引残高 0 円

1 収入内訳

(単位:円)

科 目	昨年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
1 特別会計費	40,000	40,000	0	一般会計より繰り入れ
2 前年度繰越金	79,229	119,229	40,000	前年度までの繰越金
3 雑収入	0	0	0	
計	119,229	159,229	40,000	

2 支出内訳

科 目	昨年度予算額	本年度予算額	増 減	摘 要
1 消耗品費	0	0	0	
2 通信費	0	0	0	
3 会議費	0	0	0	
4 会報発刊経費	119,229	159,229	40,000	会報発刊積立, 写真等
5 旅費	0	0	0	
6 雑費	0	0	0	
計	119,229	159,229	40,000	

※備考

- 差引残高は次年度に繰り越すものとする。
- この特別会計は、記念会報発刊のためとする。

令和5年度 上北地方中学校体育連盟

1 役員

会 長	附 田 篤	十 和 田	
副 会 長	中 野 寿 彦	十和田東	競技運営部
	直 町 成 二	下 田	研究部

理事

北	野辺地町	檜 舘 満	野 辺 地
	横 浜 町	小比類卷英夫	横 浜
	六ヶ所村	天 間 朋 昭	六ヶ所二
西	七 戸 町	諏 訪 俊 幸	七 戸
	東 北 町	角 田 正 美	東 北
東	三 沢 市	奈良岡 臣哉	三 沢 二
	六 戸 町	松 木 信 嘉	七 百
	おいらせ町	田 畑 信	木 ノ 下
南	十和田市	小 山 内 敦	切 田

県中体連理事

花 田 朋 也	十 和 田
---------	-------

県代議員

附 田 篤	十 和 田
中 野 寿 彦	十 和 田 東
花 田 朋 也	十 和 田

監事

工 藤 規 正	天 間 林
角 田 正 美	東 北
藤 川 俊 彦	六ヶ所一

指 名 理 事	小 坂 典 弘	横 浜
	市 川 雅 将	十和田東

事務局（十和田中学校）

理 事 長	花 田 朋 也
事 務 局 長	工 藤 直 之
会 計	柏 崎 雅 子

2 競技部長・副競技部長

No	種 目	競 技 部 長		副 競 技 部 長	
1	陸 上	諏訪 俊幸	七 戸	今泉 勝徳	泊
2	野 球	小比類巻 謙	三 沢 五	工藤 規正	天 間 林
				二本柳 智弘	十和田一
				松木 信嘉	七 百
3	ソフトボール	芳賀 智志	上 北	秋元 辰一	六 戸
4	サ ッ カ ー	藤田 誠志	三 本 木	小森 直樹	三 高 附 属
5	バスケットボール	田 畑 信	木 ノ 下	藤森 裕之	大 深 内
6	バレーボール	桐原 賢哉	三 沢 三	天間 朋昭	六ヶ所二
7	バドミントン	長末 道夫	甲 東	小比類巻英夫	横 浜
8	ソフトテニス	小笠原 聡	百 石	小 沼 尚	四 和
9	卓 球	奈良岡 臣哉	三 沢 二	小山内 敦	切 田
10	柔 道	檜 舘 満	野 辺 地	見友 健二	三 沢 一
11	剣 道	角田 正美	東 北	太田 浩之	堀 口
12	相 撲				
13	体 操				
14	水 泳	藤川 俊彦	六ヶ所一		

研究部

部 長	小比類巻英夫	横 浜
副 部 長	其田 和人	堀 口

3 競技委員長・副競技委員長・研究部

No	種 目	競 技 委 員 長		副 競 技 委 員 長	
1	陸 上	金 光 直 樹	三 本 木	小 原 隼	野 辺 地
				伊 藤 翔 太	十 和 田 東
2	野 球	村 中 春 貴	六ヶ所二	洞 内 裕 一	堀 口
				西 澤 克 広	天 間 林
3	ソフトボール	藤 田 幸 江	天 間 林	関 川 真 弥	三 沢 二
4	サ ッ カ ー	高 橋 俊 介	三 沢 一	白 山 直 樹	木 ノ 下
5	バスケットボール	高 村 甲	三 本 木	井 野 耕 佑	七 戸
6	バレーボール	福 沢 伸 哉	下 田	玉 田 琢 巳	六 戸
7	バドミントン	佃 恭 大	東 北	増 田 友 希	横 浜
8	ソフトテニス	武 田 祐 子	百 石	野 呂 良 子	七 戸
9	卓 球	中 村 剛	切 田	安 田 晃 栄	三 沢 五
10	柔 道	岩 本 正 顕	三 本 木	古 川 善 幸	野 辺 地
11	剣 道	武 田 信 浩	三 本 木	高 山 智 行	十 和 田 東
12	相 撲				
13	体 操				
14	水 泳	阿 部 陽 人	六ヶ所一		
15	ス キ ー	花 田 朋 也	十 和 田		
16	ス ケ ー ト	花 田 朋 也	十 和 田		

上北地方中学校体育大会夏季大会及び新人大会における 競技部長・副競技部長・競技委員長・副競技委員長の役割

1. 競技部長・副競技部長

大会長にかわって当該競技の役務を行うものである。

- ①競技毎開会式, 閉会式での挨拶
- ②表彰の伝達
- ③夏季大会・新人大会への大会役員としての出席
- ④競技運営上の指導と問題解決(競技委員長と連携)
- ⑤審判手当支給の確認と捺印
- ⑥上北地方中学校体育連盟会長及び競技委員長からの依頼事項への協力
- ⑦その他

2. 競技委員長・副競技委員長

- ①競技部会・委員長会への出席
- ②審判の依頼と委嘱状の発送
- ③競技会場の準備と後始末
- ④競技の直接的運営指揮(競技部長, 副競技部長と連携して行う)
- ⑤競技結果の報告(事務局へその日の終了分を確実にを行う)
- ⑥経理報告
- ⑦その他

※準備は, 当日の競技開始前に行う。

前日に準備を行う場合は, 午後2時以降とし, 後始末は最終日のうちに行う。

その他の審議・確認事項

ア 上北地方中学校体育大会夏季大会におけるブロック分け・シードについて

- ・前年度の上北地方中学校体育大会新人大会の結果もしくは、各競技の上北地方中学校体育大会夏季大会に一番近い上北地方中学校体育連盟共催の大会の結果をもってブロック分け・シードを決定する。
- ・サッカー、バスケットボール男子・女子、バレーボール女子はシード制を採用する。
- ・柔道競技の個人戦のシード権については、5月の太素祭奉納柔道大会(共催)の結果をもとに決める。

イ 部活動指導員、コーチのベンチ入りについて

- ・全競技、部活動指導員、コーチのベンチ入りを認める。

ただし、

- (1) 監督は当該学校の教職員・部活動指導員とする。地域クラブ活動については、責任ある代表者または指導者とする。
- (2) 「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第72条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者を言う。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要項のもと、以下の条件を満たしていなければならない。
 - ① 満20歳以上であること。
 - ② 主催者から要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。
 - ③ 他校と兼務していないこと。
 - ④ 次のいずれかに当てはまる者とする。
 - ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。
 - イ (公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。
 - ウ 自治体(含む教育委員会)、体育(スポーツ)協会、中学校体育連盟のいずれかが主催する研修会を受講している者。
- (3) 地域クラブ活動については、中央競技団体もしくは県競技団体に登録されている団体・指導者であること。かつ同じ内容で県中学校体育連盟に申請をしている団体・指導者であること。
- (4) 外部コーチは、校長が認めた者とする。ただし、中学校職員・校長・部活動指導員が他校の外部コーチとしてベンチに入るとは認めない。部活動指導員が監督、引率する場合は、教育活動の一環としての大会であるとの観点から、「校長・顧問または当該部活動を担当する教職員」がチームに帯同すること。

本大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・外部指導者(コーチ)、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。

ウ 過年齢生徒の大会出場について

- 東北・県大会共に16歳まで出場できる。(届出が必要)上北地方大会においては、「当該学年に在籍していれば出場できる。ただし、上位大会に進んだ場合は制限が生じる。」大会申込時に、出場競技・種目・氏名・生年月日を事務局に報告する。

エ 令和5年度 第74回上北地方中学校体育大会夏季大会「大会スローガン」の決定とポスター制作依頼
について

・採用スローガン 「 新時代 感動と喜びを刻め 仲間と共に 」

十和田市立東中学校 3年 佐々木 亨祐 さん

・ポスター制作担当校・・・ 十和田市立東中学校

ポスター制作費 15万円(制作費, 印刷費, 採用スローガン者への褒章費を含む)

枚数 200枚程度

ポスター納期 令和5年 5月中

オ 令和5年度上北地方中学校体育大会夏季大会及び, 新人大会の会場

カ 令和5年度上北地方中学校体育連盟共催事業

キ 合同チーム規定・申込書

ク 個人情報保護法方針・対応について

コ 運動部活動顧問及び外部指導者等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する上北地方
中学校体育連盟としての考え

令和5年度 上北地方中学校体育大会 夏季大会・新人大会

会場仮申請状況 4/12

競 技	会 場	夏季大会			新人大会			備 考
		6月17日	6月18日	6月19日	9月16日	9月17日	9月18日	
		土	日	月	土	日	月	
陸 上	六ヶ所村大石総合運動公園陸上競技場	○	○		○	○		
野 球	メイプルスタジアム	○	○	○	○	○	○	メイン球場
	十和田市野球場	○	○	○	○	○	○	
	楽天イーグルスパーク	○	○	○	○	○	○	
	下田公園野球場	○	×	○	○	○	○	
	東北町南運動公園野球場	○	○	○				予備会場
ソフトボール	東北町南総合運動公園ソフトボール場	○	○		○	○		
	東北町南総合運動公園ふれあいドーム	○	○		○	○		
サッカー	十和田市若葉球技場	○	○	○	○	○	○	
	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド(人工芝)	○	○					
	三沢市南山屋外運動場	○	○		○	○		※夏季大会(予備)
バスケットボール	十和田市総合体育センター	○	○	○	○	○	○	
バレーボール	おいらせ町町民交流センター	○	○		○	○		
バドミントン	東北町北総合運動公園トレーニングセンター	○	○		○	○		
ソフトテニス	十和田サンスポーツランド	○	○	○	○	○		
卓 球	三沢市国際交流スポーツセンター	○	○		○	○		
柔 道	十和田市志道館		○			○		※多目的室を含む
剣 道	東北町武道館	○	○			○		
相 撲								
体 操								
水 泳	六ヶ所村立屋内温水プール ろっぷ	○	○		○	○		

※ 相撲競技と体操競技に関しては、R4年度新人大会で参加選手がいなかったため、新年度の実施については、確認が必要です。

※ 水泳競技については、八戸市中体連と合同開催になるよう調整中です。

※ 自治体施設および中学校施設を可能な限り使用し、高校など異校種の施設は使用しない。

※ 競技運営にあたっては、会場校だけでなく、参加校も準備・後始末などの協力をお願いします。

令和5年度 各競技団体と共催して実施する事業について

上北地方中学校体育連盟

1 確認事項

- (1) 共催とは名義使用という意味であり、中体連主催大会ではない。
- (2) 上北地方中学校体育大会夏季大会並びに新人大会にかかわる組み合わせ（ブロック・シード分け等）については、共催大会の結果を反映させることができる。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止の観点から、各競技団体（連盟、協会）の大会実行委員会は、感染症対策について中体連事務局と協議し、運営方法を決定する。
- (4) **各競技団体（連盟、協会）の大会実行委員会は、緊急時の連絡体制を整えるとともに、不測の事態が生じた際に参加校（校長）への連絡を確実に行うよう協力を求める。**

2 事業予定

種 目	期日(予定)	大 会 名	開催地	主催団体
陸 上	/ ()	上北地方春季陸上競技大会	六ヶ所村	十和田市 陸上協会
	/ ()	上北地方秋季陸上競技大会	六ヶ所村	
野 球	7/1(土) 7/2(日)	県南地区選抜野球選手権大会 (デーリー東北新聞社杯)	六戸町	上北三戸八戸中体連
ソフトボール	終了	県南地区中学校選抜ソフトボール選手権大会 (デーリー東北新聞社杯)	上北地方	上北三戸八戸中体連
バスケットボール	/ () ~ / ()	上北地方中学校春季バスケットボール大会	十和田市 総体セ	十和田市 バスケットボール協会
	/ () ~ / ()	上北地方中学校冬季バスケットボール大会	十和田市 総体セ おいらせ町 交流セ	
	/ () ~ / ()	南部地区中学校男女選抜バスケットボール大会	八 戸	八戸中体連
	バレーボール	/ () ~ / ()	上北地方中学校春季バレーボール選手権大会	
/ () ~ / ()		上北地方中学校冬季バレーボール選手権大会		
バドミントン	/ ()	上北地方春季中学校バドミントン選手権大会		十和田市 バドミントン協会

	/ ()	上北地方冬季中学校バドミントン選手権大会		
ソフトテニス	/ ()個人 / ()団体	上北地方中学校春季ソフトテニス選手権大会	十和田市 サンスポ	十和田市 ソフトテニス協会
	/ ()	上北地方中学校秋季ソフトテニス選手権大会	十和田市 サンスポ	
柔道		太素祭奉納柔道大会		十和田市 柔道協会
剣道		上十三地方青少年剣道大会		十和田市 剣友会
スケート		三浦安男記念スポーツスケート競技会	八戸	おいらせ町 スケート協会

※平日開催・祝祭日開催を避けて大会日を設けるよう、協会にお願いしていく。

青森県中学校体育大会における複数校合同チーム参加規定

1 目的

複数校による合同チームの編成については、少人数の運動部が自助努力を重ねたが単独でのチーム編成が難しい場合に、大会参加への救済として規定するものであり、勝利至上主義や強化を意図したチームを編成することは許されない。

2 合同チーム編成の条件

- (1) 合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
(部が設置され、顧問教師がいる。継続的に活動している。)
- (2) 合同チームの各校は、青森県中学校体育連盟に加盟している。
- (3) 合同チームは、同一地区中体連内の学校で編成する。
- (4) 合同チームはそれぞれの校長が認め、事前に当該地区中体連競技部、地区中体連に承認されている。
- (5) 種目については、以下（7種目）とする。個人種目のない競技に限る。
バスケットボール(5) サッカー(11) バレーボール(6)
軟式野球(9) ソフトボール(9) ハンドボール(7)
アイスホッケー(12)
- (6) 合同チーム編成については、当該校の部員数が上記（ ）内の人数を下回った場合、近隣の学校と編成できる。
- (7) 合同チーム編成に際しては、当該校の保護者の同意を得た上で編成する。
- (8) 上記「1 目的」や「2 合同チーム編成の条件」の中で、疑義が生じた場合は、当該地区中体連において検証し、報告書を大会実行委員会に提出した上で、大会運営委員会が参加の是非を決定する。
なお、大会運営委員会後に疑義の報告があった場合は、当該地区中体連、大会実行委員会、県中体連事務局が協議し参加の是非を決定する。

3 県中体連主催大会への出場手続き

- (1) 合同チームは、地区中体連会長を経て県中体連専門部へ5月末日までに「合同チーム編成届」（様式1）を提出する。
(チーム名は校名連記とする)
- (2) 地区中体連から県中体連専門部へ提出された「合同チーム編成届」は、県中体連専門部部会長承認後、県中体連へ提出する。
- (3) 県中体連会長は県中体連専門部部会長から提出された合同チーム編成承認後は、地区中体連から合同チーム編成代表校へ通知する。
- (4) 出場が決まった合同チームは、大会実行委員会への参加申込書を提出する。合同チーム編成上、疑義が生じた場合は地区中体連が検証した上で、報告書（様式2）も提出する。
- (5) 合同チームの引率は、それぞれの学校から、教員・校長・部活動指導員が行う。監督は、代表校より1名、教職員・部活動指導員とする。

4 その他

- (1) 大会へのエントリー人数は、当該競技参加申込書の定める人数とする。
- (2) 当該競技で参加に関わる細則が必要な場合は、県中体連専門部で定める。
- (3) 合同チームの各校は専門部の定める細則を遵守する。
- (4) 地区中体連主催大会における「合同チーム参加規定」は、本大会に準じて各地区中体連で定める。
- (5) 合同チーム承認後、部員数が増えた場合、当該の大会への出場を認める。
- (6) 表彰は合同チーム名で行う。ただし、各校に賞状を授与する。

附則

- 1 アイスホッケー競技での合同チーム編成について
 - (1) シーズン前の活動状況から合同チームを編成することを認める。
 - (2) 競技施設の利用上、同一地区で編成ができない場合は、当該地区中体連の承認の上、合同で活動・練習をしている状況にあれば編成を認める。ただし、既存の部活動がある場合のみ認めることとする。また、生徒の健康面、保護者の経費負担などを考えた範囲とする。生徒の学校生活において健康面や生活態度面で課題が発生した場合は、当該地区中体連において承認を取り消すことができる。
- 2 アイスホッケー競技への選抜チームの出場について
 - (1) 学校で部活動を設置していない地区では選抜チームとし、県中体連主催大会への出場を認める。
 - (2) 当該校承認の上、代表監督を決定し、参加申込をする。ただし、生徒の学校生活において健康面や生活態度面で課題が発生した場合は、当該校において承認を取り消すことができる。
 - (3) 東北大会への出場権は、単独校、合同チームに優先して与える。
 - (4) 大会での表彰は選抜チーム名で行う。

(様式1)

合同チーム編成届

令和 年度
中学校・ 中学校・ 中学校(男・女)〔 〕部
は「青森県中学校体育大会における複数校合同チーム参加規定」により、以下の条件で合同チームを編成するので、承認願います。

なお、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づく給付手続きを必要とする場合は、当該生徒の在籍している校長が行います。また、大会参加に際しては、競技運営上、該当競技専門部の指示の細則を遵守します。

「編成内容」

合同チーム名	・	中学校
該当中学校の編成	中学校(男・女)	部
	主顧問(職・氏名)	部員数 人
	中学校(男・女)	部
	主顧問(職・氏名)	部員数 人
編成代表校・監督	中学校(男・女)	部
	主顧問(職・氏名)	部員数 人
編成代表校・監督	中学校(職・氏名)	

令和 年 月 日

_____ 中学校 校 長 _____ 職印

_____ 中学校 校 長 _____ 職印

_____ 中学校 校 長 _____ 職印

上記の合同チームを承認いたします。

令和 年 月 日

上北地方中学校体育連盟 会 長 _____ 職印

青森県中体連 専 門 部 部 会 長 _____ 職印

青 森 県 中 学 校 体 育 連 盟 会 長 _____ 職印

この届の有効期間は上位大会終了までとし、1部作成、複写されたものを各1部保有する。
編成代表校→地区中体連→県専門部→県事務局→地区中体連→編成代表校→編成各校

(様式2)

合同チーム編成上の検証結果報告書

対象競技及びチーム名	競技	中学校
検証するに至った経緯		
検証結果及び 地区中体連の意向		

令和 年 月 日

上北地方中学校体育連盟 会長

職印

県中体連における 検証結果		
------------------	--	--

令和 年 月 日

青森県中学校体育連盟 会長

職印

上北地方中学校体育大会夏季大会・新人大会における複数校合同チーム参加規定

H. 15. 2. 21

上北地方中学校体育連盟

- 1 チーム編成については単独校による。ただし、単独校部員数により大会参加できない学校については、大会出場の機会を与えるため、活動の場を補償するための救済措置として複数校合同のチーム編成での大会参加を認める。

参加を承認する趣旨は、あくまでも少人数の運動部による単独校でのチーム編成ができないチームへの「救済措置」であり、勝利至上主義を目的とするチーム編成ではない。したがって、各校での選手確保・自校努力が最優先に行われるべきであり、安易な合同チーム編成を認めるものではない。
- 2 合同チーム編成の条件
 - (1) 合同チームとして、それぞれの学校計画に基づいて活動している。

(部活動が設置され、顧問教師または部活動担当教諭がいる。継続的に活動している。)
 - (2) 合同チームは、上北地方内の学校で編成されている。
 - (3) 合同チームは、それぞれの学校長が認め、事前に上北地方中学校体育連盟会長へ承認されている。
 - (4) 種目については、以下の5種目とする。個人種目のない競技に限る。

バスケットボール(5) サッカー(11) バレーボール(6)
野球(9) ソフトボール(9)
 - (5) 合同チーム編成については、当該校の部員数が上記()内人数を下回った場合、近隣の学校と編成できる。ただし、新人大会については、各校の実情や各競技の特性などを考慮し、近隣以外の学校との編成も認める。
 - (6) 合同チーム編成に際しては、当該校の保護者の同意を得た上で編成する。
 - (7) 大会へのエントリー数は、当該競技参加申込書の定める人数とする。ただし、新人大会については、合同チームを編成する学校の人数等を配慮し、総部員数が大会申込書のエントリー数を超えている場合でも、上北中体連事務局及び各競技専門部から提示される条件を加え、参加できるものとする。
- 3 上北地方中学校体育大会夏季大会への出場手続き
 - (1) 合同チームの編成については、当該競技専門部が編成会議を設け、上北中体連事務局、競技専門部、当該校で協議の上、決定し、下記の諸手続きを行うこととする。
 - (2) 合同チームは、上北中体連事務局並びに地区競技専門部まで申し出るとともに、県中体連会長、県中体連競技専門部へ5月末までに「合同チーム編成」(様式1)を提出し承認されていること。

(チーム名は校名連記とする。)
 - (3) 県大会の出場権利を得た場合は、大会申し込み時に上北中体連事務局へ「合同チーム参加届」(様式2)を提出すること。
 - (4) 合同チームの引率は、それぞれの学校から教員・校長・部活動指導員が行う。監督は代表校より1名、教職員とする。(部活動指導員は代表監督になることができない。)
- 4 上北地方中学校体育大会新人大会への出場手続き
 - (1) 合同チームは、7月末までに上北中体連事務局並びに地区競技専門部まで申し出るとともに、大会申し込み時に「地区合同チーム編成」を上北中体連事務局に提出すること。
- 5 その他
 - (1) 当該競技で参加に関わる細則が必要な場合は、競技部で定める。
 - (2) 合同チームの各校は、競技部の定める細則を遵守する。
 - (3) 合同チーム承認後に部員数が増えた場合、該当の大会へは出場を認める。
 - (4) 表彰は合同チーム名で行う。ただし、各校に賞状を授与する。
 - (5) 部員数の増加等により、合同チームが解消した場合はシード権がなくなる。

平成30年	2月	9日一部改訂	2	合同チーム編成の条件（6）追加
平成30年	5月	9日一部改訂	3	上北地方中学校体育大会夏季大会への出場手続き（1），（2）変更
			4	上北地方中学校体育大会新人大会への出場手続き（1）追加
令和元年	5月	15日一部改訂	2	合同チーム編成の条件（7），3，4追加，変更

合同チーム編成届

上北地方中学校体育連盟

令和 年度

中学校・ 中学校・ 中学校(男・女) 部
は、「上北地方中学校体育大会新人大会における複数校合同チーム参加規定」により、以下の条件で合同チームを編成し、大会に参加するので、承認願います。

尚、「日本体育・学校健康センター法」に基づく給付手続きを必要とする場合は、当該生徒の在籍している学校長が行います。また、大会参加に際しては、競技運営上、該当競技部の指示の細則を遵守します。

編成内容

- (1) 合同チーム名 _____ 中学校
- (2) 編成 _____ 中学校(男・女) _____ 部
- 主顧問 職・氏名 _____ 部員数 _____ 人
- _____ 中学校(男・女) _____ 部
- 主顧問 職・氏名 _____ 部員数 _____ 人
- _____ 中学校(男・女) _____ 部
- 主顧問 職・氏名 _____ 部員数 _____ 人
- (3) 代表顧問 _____ 中学校 職・氏名 _____

令和 年 月 日

_____ 中学校 校長 _____ 職印

_____ 中学校 校長 _____ 職印

_____ 中学校 校長 _____ 職印

上記の合同チームの編成・大会参加を承認いたします。

令和 年 月 日

上北地方中学校体育連盟 会長 _____ 公印

この届の有効期間は今大会終了時までとし、1部作成、複写されたものを1部保有する。

上北地方中学校体育連盟 複数校合同チーム編成の手順

令和5年4月

1. 上北地方中学校体育大会夏季大会及び新人大会における、複数校合同チーム編成にあたっては、「上北地方中学校体育大会夏季大会・新人大会における複数校合同チーム参加規程（平成15年2月21日）」に則り、勝利至上主義が目的とならないよう厳正に行われるべきである。したがって、各競技委員長が中心となって編成を進めるとともに、上北地方中学校体育連盟事務局（以下、上北地方中体連事務局）会長または理事長が立会いのもと、各競技における「合同チーム編成会議」を経て決定するものである。

2. 少人数による単独校でのチーム編成ができない場合、以下の手順で合同チームを編成する。

	担 当	手 順	夏季大会	新人大会
①	各校顧問	単独校でチーム編成ができない場合、上北地方中体連事務局と各競技委員長へ連絡する。その際、「合同チーム編成を希望する」旨、保護者並びに校長に承諾を得ること。（任意様式）	4月末日 まで	6月末日 まで
②	各競技委員長	各競技委員長は合同チーム希望校を集約し、「各校部員数調査」を参考に、合同チーム編成（案）を作成し、合同チーム編成会議の日程を上北地方中体連事務局と調整する。その際、さまざまなケースが考えられるが、競技部長に相談の上、上北中体連事務局と協議しながら進める。 ア. 日常的に合同練習ができる距離で編成（吸収型を含む） イ. 合同チーム希望校同士で編成 ウ. その他 ※夏季大会については、原則として（ア. 日常的に合同練習ができる距離で編成）近隣の学校と編成する。（県の規定） ※合同チーム編成（案）の作成については、各競技委員長が競技団体主催の大会への出場や競技の特性を考慮し、総括的に見て複数の案を提案するのが望ましい。状況によっては、全ての学校に対して保護者の意向を確認する場合もある。	5月中旬 まで	7月下旬 まで
③	吸収校の顧問	各競技委員長から「合同チーム希望」の連絡があった吸収する側の学校は、保護者の意向を保護者会または承諾書（参考様式1）で確認する。その際、どの学校が合同チームを希望しているのかを伝えること。保護者の意向を管理職にも必ず伝えること。	随時	随時
④	関係者	上北地方中体連事務局で合同チーム編成会議を実施する。 （上北地方中体連事務局会長または理事長、各競技委員長、合同チーム編成に係る学校の部活動顧問） ※合同チームを編成する複数競技が同日に開催することが望ましい。上北地方中体連事務局が開催日時を調整する。	5月中旬	7月下旬
⑤	各校顧問 各校長	合同チーム編成会議で決定した内容を自校の校長へ伝え、合同チームを編成する校長同士が電話等で確認する。	会議後	会議後

⑥	各校顧問	<p>夏季大会の場合は、県中体連（様式1）を新人大会の場合は、上北地方中体連「合同チーム編成届」を使用し、合同チーム編成届を作成する。</p> <p>代表校から順に職印を押して該当校へ渡していく。→上北地方中体連事務局へ提出する。</p> <p>※代表監督の記入漏れのないように気をつける。</p> <p>※合同チーム編成届は、承認後、コピーを各校へ送付し、各学校で保管する。</p> <p>※夏季大会 各校 → 上北地方中体連事務局 → 県中体連専門部 → 県中体連事務局 → 上北地方中体連事務局 → 各校</p> <p>※新人大会 各校 → 上北地方中体連事務局 → 各校</p>	5月4週 火曜日 必着	新人大会 申込と同時
⑦	上北地方中体連事務局	夏季大会において、合同チーム編成方法について疑義が生じた場合には、上北地方中体連事務局は県中体連（様式2）を作成し、県中体連事務局へ提出する。	随時	随時

3. 留意事項

- (1) 各競技団体との共催大会【春季大会・秋季大会・冬季大会等】における合同チーム編成についても、夏季大会・新人大会のシードがかかっている大会もあるため、各競技部が間に入り調整を図って決定する。
- (2) 各競技団体との共催大会において、シード権を獲得した合同チームが合同チームを解消し、単独校で夏季大会・新人大会に出場する場合、獲得したシード権は放棄することとなる。また、合同チームの編成が変更になった場合(別の学校との合同チームになった、合同チームに追加の学校があった場合)も同様である。

上北地方中学校体育連盟 個人情報保護方針

上北地方中学校体育連盟(以下本連盟)は、現代社会における個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法に基づく本連盟としての個人情報保護方針を下記のように定め、個人のニーズに的確に対応し、本連盟が有する個人情報の保護に万全を期す。

1. 個人情報の取得について

本連盟は、適法且つ公正な手段・方法により、個人情報の取得・収集をする。

2. 個人情報の利用目的について

本連盟は、個人情報の取り扱いについて、その利用目的を明確にし、その範囲内で利用する。

3. 個人情報の第三者への提供について

本連盟は、法令に基づき要求された場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。

4. 個人情報の安全管理について

本連盟は、個人情報を安全に管理するように努め、個人情報の紛失・破滅・改ざん・遺漏などの防止に対する安全対策を図る。

5. 個人情報の開示・訂正・利用防止について

本連盟は、自己の個人情報について、開示・訂正追加・利用停止・消去などを求める権利があることを再認識し、これらの要求がある場合には、速やかな対応をする。

個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン

令和2年5月13日

上北地方中学校体育連盟

個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインは、上北地方中体連（以下「本連盟」）における個人情報の漏えい等の事故を防ぐため、個人情報を取り扱う際の手順等をまとめたものである。

以下、本連盟の個人情報の運用については、原則として次のとおりとする。

1 個人情報とは

本連盟における個人情報とは、生徒の個人に関する情報であり当該事項に含まれる氏名・生年月日・その他の記述や画像、映像等により、特定の生徒を識別することができるものとする。

2 個人情報の取得について

※ 個人情報は、その目的の範囲内で生徒及び保護者の同意を得て取得する。

競技専門部においては、各競技の特性を踏まえて取得すること。

個人情報の取得に当たっては、次の事項においての同意を得ること。

- (1) 具体的な目的について
- (2) 個人情報の他への提供を予定している場合には、目的及び受領者について
- (3) 個人情報取得の承認の有無は、生徒及び保護者の任意であること。また、当該情報の取得を拒否した場合、生徒に生じる結果について
- (4) 個人情報の開示を求める権利及び誤っている場合の訂正や削除を要求できる権利について

※ 同意は、同意書による。

※ 同意書は、夏季大会前に全学校に配布する。また、本連盟のホームページにも掲載する。各学校では、校長名を入れた同意書を作成し、生徒及び保護者に配布し同意を得る。

3 大会運営における個人情報の取得範囲及び利用目的について

大会申込書・メンバー表等は、競技種目の特性を配慮しつつ、記載を求める必要事項をできるだけ最小限となるよう配慮する。ただし、大会運営に支障をきたすことのないようにすること。

◎記載事項として考えられるもの

例…学校名・学校住所・校長名・監督名・コーチ名・生徒名・学年・ポジション・体格等
(競技プログラム等を一般に配布、販売する場合は、特に記載事項に注意すること)

◎利用目的として考えられるもの

例…夏季・新人大会抽選結果への掲載、競技プログラムへの掲載、アナウンスによる紹介、ゼッケン等による紹介、会場内での記録掲示、報道機関等による掲載、本連盟ホームページへの掲載、本連盟記念誌への掲載

※ 大会申込書等の様式は本連盟ホームページよりダウンロードする。

※ 各学校長は、必要事項を記入し、本連盟事務局に適切な方法で提出する。
(競技によっては、競技専門部にデータ送信する。)

4 同意書の保管について

※ 各学校において取得した同意書は、その生徒が在籍する期間保管する。

※ 校長は、取得した同意書を適切な方法により保管すること。

5 個人情報の管理及び第三者への提供について

(1) 管理について

※ 個人情報の管理は、各競技専門部において正確かつ安全に管理する。

各競技専門部においては、競技専門部長並びに競技委員長が管理すること。

競技専門部長並びに競技委員長は、個人情報の紛失漏えい等に対する安全管理対策を講じておくこと。

(2) 第三者への提供について

※ 取得した個人情報は、原則として外部への持ち出しや第三者への提供をしない。

競技専門部長並びに競技委員長は、大会運営や事務処理上の必要性から第三者に提供する場合は、同意目的の範囲内で行うこと。

○報道関係者への対応

- ・大会運営において、個人情報の保護上支障がないと判断できるものについては、競技専門部長が許可する。
- ・画像や映像等の取得については、競技専門部に申請し、許可を得ている事業者や本連盟が認める報道機関のみが、競技会場内の決められた場所で取得できる。

○個人及び営利目的者への対応

- ・学校関係者や保護者からの取得申請がある場合は、競技専門部において対応する。
- ・個人の趣味や営利目的等の取得申請、会場内での取得は原則として許可しない。
- ・運営もしくは判断等に問題を生じる場合は、個人情報の運用に関する責任者（以下「本連盟事務局」）に相談する。

※ 生徒本人及び保護者からの問い合わせは、在籍校の校長及び本連盟事務局で対応する。

※ 第三者からの問い合わせは、本連盟事務局で対応する。

6 開示及び訂正について

本人より自己の個人情報の開示及び訂正の請求があった場合は、所属校の校長が本連盟事務局にその内容を報告し、開示及び訂正すること。

7 利用停止及び消去・廃棄について

各競技専門部は、生徒に関する個人情報の利用目的が終了した後は、一定の期限内において適切な方法で利用停止または消去・廃棄すること。

8 同意を得られなかった場合の対応について

在籍校の校長と上北中体連事務局が、本人及び保護者に取得範囲及び利用目的を説明する。

※ 大会運営上必要な情報であるが、抽選結果や大会結果等は表記、掲載されない旨を伝える。

※ 生徒本人の生じる結果について伝える。

9 その他

問い合わせ先 上北地方中学校体育連盟事務局
TEL/FAX 0176-23-7101
アドレス kamikitachutairen@aiores.ocn.ne.jp

保護者様

上北地方中学校体育連盟
会長 附田 篤 (公印省略)

上北地方中学校体育連盟加盟運動部活動における個人情報の取扱いについて (説明)

の候 保護者の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、個人情報保護法の施行に伴い、上北地方中学校体育連盟加盟の運動部活動における個人情報については、次のとおりに取り扱うこととしますので、ご承知おきいただき、お手数ですが同意書を提出していただきますようお願い申し上げます。

記

1 使用目的

- (1) 参加申込書の確認
- (2) 夏季・新人大会抽選結果の本連盟ホームページ及び競技プログラムへの掲載
- (3) 夏季・新人大会結果の記録集及び記念誌への掲載
- (4) 報道機関への資料提供 (大会結果等)

2 個人情報を取り扱う団体

- (1) 上北地方中学校体育連盟
- (2) 上北地方中学校体育連盟競技専門部
- (3) 青森県中体連及び東北中体連, (公財)日本中学校体育連盟等の当該競技団体

----- き り と り -----

個人情報に関する同意書

令和5年 月 日

中学校
校長 様

上北地方中学校体育連盟における個人情報の取り扱いに関する説明書を確認しました。記載内容について

【 同意します 同意しません 】 ※どちらかに○を付けてください

1 使用目的

- (1) 参加申込書の確認
- (2) 夏季・新人大会抽選結果の本連盟ホームページ及び競技プログラムへの掲載
- (3) 夏季・新人大会結果の記録集及び記念誌への掲載
- (4) 報道機関への資料提供 (大会結果等)

2 個人情報を取り扱う団体

- (1) 上北地方中学校体育連盟
- (2) 上北地方中学校体育連盟競技専門部
- (3) 青森県中体連及び東北中体連, (公財)日本中学校体育連盟等の当該競技団体

部活動名 () 部
生徒氏名 () 年生 () 組 ()
保護者名 () 印

◎ この同意書は、卒業まで有効とする。

運動部活動顧問及び外部指導者等の部活動指導中における
暴力・体罰・セクハラ等に対する上北地方中学校体育連盟としての考え

平成 29 年 12 月
上北地方中学校体育連盟

運動部活動指中における暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）に対する考えが、（公財）日本中学校体育連盟，東北中学校体育連盟，青森県中学校体育連盟から示された。

運動部活動は，多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たすとともに，生きる力を育み人格形成にも大きな影響を及ぼしている。本連盟としても，こうした大きな意義や役割を踏まえ，指導者の暴力等の防止策については継続して検討し取り組みを続けてきた。

今回，本連盟としても（公財）日本中学校体育連盟，東北中学校体育連盟，青森県中学校体育連盟との整合性を図るとともに，暴力等の防止策の一つとしての対応・処置の考えを上北地方の学校や指導者に示し，改めて運動部活動指導中における暴力等の根絶を目指していこうとするものである。

記

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

上北地方中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者，監督，外部指導者（コーチ），トレーナー等（以下「指導者等」という。）は，部活動の指導中における暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。

なお，懲戒処分規定が及ばない外部の指導者には，校長が本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い，監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

●以下の文を上北地方中学校体育大会の「監督及びコーチ等」に記載する。

本大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・外部指導者（コーチ），トレーナー等は，部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長はこの点を確認して，大会申込書を作成する。なお，外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校に設置されている運動部で，本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等。

3 本連盟の対応

（1）暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は，本連盟における全ての役職を停止する。

★後任の補充については，該当する専門部長と相談し，該当する専門部から選出することを基本とする。

（2）暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は，本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期 間

（1）違反行為 1 回目

校長が確認した時点から「2年間」は，本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は異動等により勤務校が変わったり，指導する運動部が変更となったりしても継続するものとする。

（1年間とは，夏季・新人または新人・夏季大会とする）

（2）違反行為 2 回目

本連盟における役職及び本連盟主催全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

そ の 他

(1) 旅費の扱いについて

- ・第1回～第3回役員会……中体連旅費
- ・県中体連代議員会, 各地区会長会……中体連旅費
- ・県中体連受賞式の時……中体連旅費
- ・上北中体連の県大会本部……中体連旅費
- ・会長, 副会長, 理事長の夏季大会・新人大会視察……中体連旅費
- ・事務局の事務連絡……中体連旅費
- ・夏季大会, 新人大会の抽選会……学校配分旅費
- ・各種中体連大会役員, 競技役員派遣……学校配分旅費
- ・上北地方中学校体育大会夏季大会と新人大会……学校配分旅費

* 中体連旅費の規程

- 1) 20km未満(校外勤扱いを除く)――500円
(三本木, 十和田東, 甲東, 切田, 四和, 三高附)
- 2) 40kmまで……1000円
(七百, 六戸, 大深内, 天間林, 三沢一, 上北, 三沢五, 木ノ下, 七戸, 下田, 十和田一)
- 3) 60kmまで……1500円
(三沢二, 百石, 堀口, 東北)
- 4) 80kmまで……2000円
(三沢三, 六ヶ所二, 野辺地)
- 5) 100km未満……2500円
(十和田湖)
- 6) 100km以上……3000円
(六ヶ所一, 泊, 横浜)

(2) 公印の省略について

事務局から各校宛の文書は公印を省略し, メールで送付いたします。

夏季大会・新人大会における各競技からの審判派遣依頼等についても, できるだけメールでの送付をお願いします。

(3) 会議終了後, 下記の文書をお渡しいたします。

1	各学校へ ①運動部員数の調査等について(依頼)	上北中体連 第15号
2	理事校へ ①市町村負担金の納入について(通知) ※市町村理事から関係教育委員会教育長に提出して下さい。 (納入通知書, 請求書, 領収書在中)	上北中体連 第16～24号
3	関係校へ (メールで送付) ①ポスター制作担当校へ(委託) ②県中体連理事・専門委員長会派遣依頼 ③第1回役員会・競技部会派遣依頼	上北中体連 第25号 上北中体連 第26号 上北中体連 第27号

※例年、4月に発出していた「学校負担金等納入の送付について(通知)」は、各校運動部活動生徒数が確定した後(5月中旬頃)に各校へ発送します。今年度から振り込みをお願いします。